

令和7年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

市税につきましては、日頃よりご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに事業のために用いることができる償却資産についても課税の対象になります。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日（賦課期日）現在における償却資産について、申告していただくことになります。

つきましては、この手引きを参照して申告書を作成の上、提出してください。

申告期限 令和7年1月31日（金）

目 次

1. 償却資産とは

(1) 償却資産の種類と具体例	2 ページ
(2) 申告の対象となる資産	2 ページ
(3) 申告の対象とならない資産	2 ページ
(4) 経理区分と取得価額による申告の要否一覧	2 ページ
(5) 業種別の主な償却資産（具体例）	3 ページ
(6) リース資産	3 ページ
(7) 建物附属設備・特定付帯設備の取り扱い	3 ページ
家屋と償却資産の区分について	4 ページ
(8) 家屋と償却資産の区分表	5 ページ
(9) 小型特殊自動車の市税の取扱い	6 ページ
(10) 国税との比較	6 ページ
(11) 耐用年数の短縮等を適用した資産の取扱い	6 ページ

2. 税制上の優遇措置

(1) 非課税が適用される資産	7 ページ
(2) 課税免除が適用される資産	7 ページ
(3) 減免が適用される資産	7 ページ
(4) 課税標準の特例が適用される資産	8 ページ

3. 評価額、税額等の算出と納税

(1) 評価額の計算方法	9 ページ
(2) 耐用年数に応ずる減価率表（一部抜粋）	9 ページ
(3) 申告していただく方	9 ページ
(4) 課税標準額と免税点	9 ページ
(5) 税率と税額の算出	9 ページ
(6) 納税と課税台帳の閲覧	9 ページ

4. 申告書等の提出方法

(1) 書類による申告書等の提出方法	10 ページ
(2) 電子申告（エルタックス）による提出方法	12 ページ

5. 申告書の書き方

(1) 償却資産申告書の記入例	13 ページ
(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例	14 ページ
(3) 種類別明細書（減少資産用）の記入例	15 ページ

6. 申告もれ等に関するお知らせ

償却資産に関するお問合せ先・申告書等の提出先	16 ページ
------------------------	--------

1. 償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、会社や個人の方が事業を営むために所有している土地及び家屋以外の固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

(1) 償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産の例示	
1	構 築 物	構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板(広告塔等)など
		建物付属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備など 詳しくは5ページ「家屋と償却資産の区分表」をご参照ください。
2	機械及び装置	工作機械・印刷機械・土木建設用機械などの各種産業用機械など、太陽光発電設備	
3	船 舶	一般船舶、ボートなど	
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど	
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号の上一桁が0又は9ではじまるもの)など	
6	工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、電気冷蔵庫、自動販売機、机、椅子、ロッカー、金庫、レジスター、応接セット、その他業務用の備品など	

(2) 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在において、事業の用に供する資産で、次に掲げる資産も申告が必要です。

- ア 建設仮勘定で経理されている資産
- イ 決算期以後1月1日までの間に取得された資産
- ウ 簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)
- エ 償却済資産(減価償却を終えた資産)
- オ 遊休資産(稼動を休止しているが、いつでも稼動できる状態にある資産)
- カ 未稼働資産(既に完成しているが、未だ稼動していない資産)
- キ 借用資産(リース資産)であっても、契約満了後に借主の所有物となるような資産
- ク 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法の適用により即時償却した資産

(3) 申告の対象とならない資産

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
(例:トラクター、小型フォークリフト、構内で用いるダンプカーなど)
- イ 無形固定資産(例:水利権、漁業権、特許権、実用新案権、意匠権、ソフトウエア、営業権)
- ウ 商品、貯蔵品
- エ 生物(鑑賞用・興行用のものを除く)
- オ 取得価額が1点100万円を超える美術品
- カ 所有権移転外リースとして貸し出す資産のうち、平成20年4月1日以降に取得された資産で取得価額が20万円未満のもの
- キ 1個(又は1組)の取得価額が20万円未満の資産で、法人税法または所得税法上3年で一括償却する資産
- ク 使用可能期間が1年未満の資産、又は1個(又は1組)の取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上一時に損金又は必要経費に算入された資産

(4) 経理区分と取得価額による申告の要否一覧

取得価額	一般減価償却	即時償却	3年一括償却	一時損金算入
10万円未満	○	○	×	×
10万円以上20万円未満	○	○	×	
20万円以上30万円未満	○	○		
30万円以上	○			

○＝申告必要 ×＝申告不要

(5) 業種別の主な償却資産（具体例）

業種名	主 な 償 却 資 産
各業種に共通する 償 却 資 産	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、 広告塔、看板、中央監視装置、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、 パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
小 売 業	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
飲 食 業	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、 冷蔵庫、冷凍庫等
理容業、美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、消毒滅菌器、サインポール等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシン等
医 療 業	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、 脳波測定器、CTスキャン）、各種キャビネット等
駐 車 場 業	柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）等
製造業（工場）	旋盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、 福利厚生設備等
旅館、ホテル	ガスレンジ等の厨房設備、洗濯設備、ボイラー、自動食器洗浄器、製氷機、エレクトーン等の楽器、放送設備等
娯 楽 業	パチンコ台、パチスロ台、島設備、ゲームマシン、両替機、玉貸機、玉計数機、 カラオケセット、接客用家具等
印 刷 業	各種印刷機、裁断機等
建 設 業	ポンプ、ポータブル発電機、コンクリートカッター、ミキサー、ブルトーザー・ パワーショベル等の大型特殊自動車等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、 充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、ガソリン計量器、 地下タンク等
農 業	田植機（乗用でないもの）、稲刈機、脱穀機、きのこ栽培用ほだ木、ビニールハウス、 農業用構築物等、農耕用車輛（6ページの小型特殊自動車に該当しないもの）
不動産賃貸業	駐車場舗装、フェンス、側溝、自転車置場、ルームエアコン、集合郵便受け、宅配ボックス等

- ※ 太陽光発電設備について 所得税・法人税の確定申告の際に、減価償却費として計上している太陽光発電設備は、余剰売電・全量売電・自家消費型に関わらず償却資産の申告が必要です。
電力会社に売電されている太陽光発電設備につきましては、売電開始日が取得年月となります。

(6) リース資産

- ファイナンスリース取引のうち、リース期間の終了時にリース資産の所有権が借主に無償で移転するもの等以外のもの（所有権移転外ファイナンスリース）について、国税においては、平成 20 年 4 月 1 日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が当該資産を申告する必要があり、借主は申告する必要はありません。
- ファイナンスリース取引にかかるリース資産について、所有者の取得価額が 20 万円未満である場合は、固定資産税（償却資産）の申告対象外となります。
- ファイナンスリース取引のうち、販売代金が完済された時に所有権が買主に移る条件付きの資産（所有権留保付売買資産）に当たる場合には、売主及び買主の共有とみなされ、連帯納税義務が生じますが、原則として買主が申告してください。

(7) 建物附属設備・特定附帯設備の取り扱い

- **建物附属設備の家屋と償却資産の区分について**
自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、5 ページの「家屋と償却資産の区分表」のとおり家屋と償却資産とに区分して課税されることから、償却資産に当たる建物附属設備は申告する必要があります。
- **借家にテナントの方が取り付けた特定附帯設備について**
賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナント）が自ら事業を営むために取り付けた内装、造作及び建築設備（特定附帯設備）はテナントの方が申告する必要があります。

家屋と償却資産の区分について

家屋かどうかを定め難い建造物について、家屋と認められるには、次の要件が全て満たされることが必要です。

- ① 屋根及び周壁などの外気を分断するものを有すること。（外気分断性）
- ② 土地に定着したものであること。（定着性）
- ③ その目的とする用途に供し得る状態にあること。（用途性）

例えば、スチール製の小さな物置で地面やブロックの上に単に置いてあるもの、ボルト等で簡単に止められている程度のものなどは、土地に定着していないものと考えられ、償却資産として取り扱います。

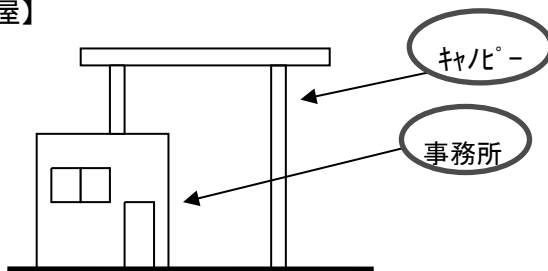
渡り廊下、通路、上屋は、これらが取り付けられている家屋と構造上一体となっていれば家屋として評価します。

しかし、建物とは独立して築造されている場合には、償却資産に該当する場合があります。

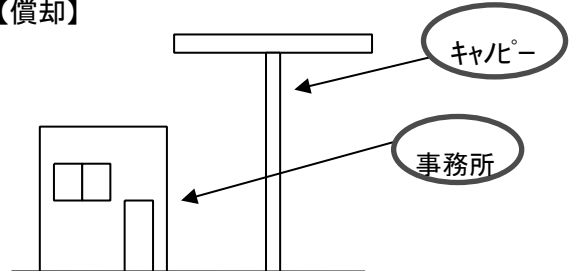
（なお、駐車場の乗降場及び荷物積卸上場の上屋を有する部分は家屋となります。）

建造物の種類		家屋	償却	条件又は理由等
ガソリンスタンドのキャノピー	ビル・事務所と一体のもの	○		下図参照
	建物と独立しているもの		◎	
車庫・倉庫	車庫又はコンテナ利用の倉庫	○		基礎等により土地に定着している
	出入口が解放された車庫等	○		三方に周壁を有している
	周壁無い車庫、資材置き場		◎	周壁等により外界と遮断されていない
ゴルフ練習場の打席部分	屋根及び周壁を有するもの	○		
	屋根及び一方のみ壁を有するもの		◎	周壁等により外界と遮断されていない
農業用温室	合成樹脂板	○		基礎等を有し、屋根及び周壁に該当する部分が恒久的資材と認められること
	ガラス	○		
	ビニールフィルム（耐用年数３年程度）		◎	恒久的な資材でない
家屋・小屋	組立式簡易家屋	○		定着性、外気分断性、用途性
展示用家屋	モデルハウス	○		賦課期日を含め概ね１年以上設置
土工施設等	テニスコート、野球場、陸上競技場の暗渠		◎	土地と区分されている

【家屋】



【償却】



建築設備の家屋と償却資産の区分について

家屋には、電気設備、空調設備、給排水設備等の建物附属設備がありますが、家屋の評価に含まれないものは、償却資産として取扱いますので、申告をお願いします。

家屋とするもの …家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となり、その家屋の効用を高めるもの

償却とするもの …●構造的に家屋と一体でないもの（簡単に取り外して移動できるもの、屋外のもの等）

●独立した機械・装置としての性格が強いもの（受変電設備、電話交換機等）

●サービス設備としての性格が強いもの（ホテル・病院等の厨房設備、洗濯設備等）

●特定の生産又は業務の用に供されるもの

（例：工場機械用動力配線、給排水、精密機械工場用空調、集塵、熱処理用ボイラー等）

※事務室用の電気配線や生活用の給排水、冷房用空調配管等は家屋評価の対象です。

特定附帯設備 …賃借人等（テナント）の方が取り付けけた内装等建物附属設備を特定附帯設備といいます。

償却資産として取り扱いますので、申告をお願いします。

(8) 家屋と償却資産の区分表

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作・建具等	床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事一式、建具等	○			◎
電気設備	高圧受変電設備	設備一式（配線・配管を含む）		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式（配線・配管を含む）		◎		◎
	電灯コンセント設備	屋外設備一式		◎		◎
	照明器具設備	屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力（高圧）配線設備	特定の生産又は業務用の設備一式（配線・配管を含む）		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	L A N設備	設備一式（機器・端末を含む）		◎		◎
	放送・拡声設備	マイクロフォン、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	インターホン設備	マンションなどの集合玄関機等		◎		◎
		上記以外の家屋と一体の設備	○			◎
	監視カメラ(ITV)・T V視聴設備	受像機（モニター、テレビ）、カメラ		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置・機器類		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用） 中央制御式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管	○			◎
空調設備	空調設備	壁掛・窓掛等のエアコン、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		天井・壁面等への埋込式エアコン、上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備（換気扇等）	○			◎
	衛生器具設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
		消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等 消火栓設備、スプリンクラー設備等	○	◎		◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、 小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店、ホテル、 百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備（給湯室の流し台等）	○			◎
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備		◎		◎
外構工事	外構工事	舗装路面、門、塀（フェンス等）、植栽、庭園等		◎		◎

(9) 小型特殊自動車の市税の取扱い

次の小型特殊自動車は路上を走る、走らないに関係なく所有していること自体に軽自動車税が課税されますので、**償却資産として申告せず、軽自動車として申告及び登録**をしてください。

	長 さ	幅	高 さ	最高速度	総排気量
農耕作業用自動車 (乗用)	制限なし	制限なし	制限なし	35 km/h 未満	制限なし
上記以外の 小型特殊自動車	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下	15 km/h 以下	制限なし

○農耕作業用自動車（乗用）の例：トラクター、田植機、マニアスプレッダー、コンバインなど

※型式認定番号が「農○○○」のもの等

○上記以外の小型特殊自動車の例：フォークリフト、ショベルローダ、ロードローラーなど

※型式認定番号が「特○○○」のもの等

○最高速度 35km/h 以上の農耕作業用自動車、最高速度 15km/h を超える産業・建設車両等は大型特殊自動車に該当しますので、**償却資産の申告が必要になります。**

○乗用でないもので、事業用資産の場合は**償却資産の申告が必要になります。**

★これまで償却資産として申告されていた場合の手続き

① 償却資産の削除申告

「種類別明細書（増加資産・全資産用）」及び「種類別明細書（減少資産用）」に必要事項を記入して削除の申告をしてください。（詳しくは 14、15 ページを参照）

② 軽自動車の登録申請

市役所税務課または各振興事務所（下呂を除く）の税務担当窓口へ印鑑、販売証明書（販売日、販売店の印鑑があるもの）及び車種・車名・車体番号・型式認定番号・排気量がわかるものをご持参ください。

また、申請時に償却資産の申告書及び明細書も併せてご持参願います。

※軽自動車税の問合せ先 下呂市役所 税務課 軽自動車税係 電話 0576-24-2222（内線 137）

(10) 国税との比較

固定資産税（償却資産）の取扱いと国税の取扱いとの主な違いは下表のとおりです。

項 目	固定資産税（償却資産）	国税（法人税・所得税）
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	定率法のみ ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様	定額法、定率法（平成 10 年以降取得の建物を除く）の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（1 / 2）	月割償却
圧縮記帳の制度	制度なしのため、認められません	制度あり
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増 加 償 却	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の 5 %	備忘価額 1 円
改良費（資本的支出）	区分評価	区分評価（一部合算可）

(11) 耐用年数の短縮等を適用した資産の取扱い

令和 6 年 1 月 2 日から令和 7 年 1 月 1 日までの間に、法人税法又は所得税法の規定による耐用年数の短縮、増加償却、陳腐化資産（平成 23 年 6 月 30 日以前に承認を受けているもの）の一時償却を適用した償却資産又は耐用年数の確認を受けた償却資産がある場合は、申告書の該当箇所（14 ページ参照）を○で囲み、次の「耐用年数の短縮等の添付書類一覧」に掲げる書類を添付してください。

これらの償却資産については、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上の取扱いに準じて評価額等が算出されます。

【耐用年数の短縮等の添付書類一覧】

事 項	国税における所轄	添 付 書 類
耐 用 年 数 の 短 縮	国 税 局 長	耐用年数の短縮の承認通知書（写）
増 加 償 却	税 務 署 長	増加償却の届出書（写）
陳腐化資産の一時償却	国 税 局 長	陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書（写）
耐 用 年 数 の 確 認	税 務 署 長	耐用年数の確認に関する届出書（写）

2. 税制上の優遇措置

次の資産については税制上の優遇措置があります。詳しくは税務課までお問合せください。

(1) 非課税が適用される資産

地方税法で定める非課税の要件を満たす資産（学校法人の教育施設、社会福祉法人の老人福祉施設・児童福祉施設・障害者支援施設等の事業用資産など）は、固定資産税が非課税になります。

該当資産がある場合は事前に税務課にご相談のうえ、取得した翌年の1月31日までに「固定資産税非課税申告書」を提出してください。

(2) 課税免除が適用される資産

下呂市の条例で定める次の要件を満たす資産は3年間に限り、固定資産税の課税の免除又は不均一課税が適用されます。該当資産がある場合は事前に税務課にご相談のうえ、取得した翌年の1月31日までに固定資産税の課税免除申請書又は不均一課税申請書及び関連書類を提出してください。

① 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により固定資産税の特例が適用される資産

○対象資産 土地、家屋、償却資産を新設又は増設し、土地を除くその取得価格が500万円を超えるもの

○対象業種 製造業、農林水産物等販売、旅館業（下宿営業を除く）、情報サービス業等

(3) 減免が適用される資産

下呂市税条例で定める次のいずれかに該当する場合は申請により減免を受けることができます。該当資産がある場合は税務課にご相談のうえ、手続きをしてください。

○貧困により生活のため公私の扶助を受ける方の所有する資産

○公益のため直接専用する資産（有料で使用するものを除く）

○市の全部又は一部にわたる災害又は天候不順により著しく価値を減じた資産

○その他特別の理由がある資産

(4) 課税標準の特例が適用される資産

地方税法で定める特例の要件を満たす資産は、新規取得の場合のみに特例が適用され、固定資産税の課税標準額が減額となります（8ページ参照）。該当資産がある場合は事前に税務課に要件をご確認のうえ、適用される場合は申請等の写しが必要となります。

《 減額の適用手続きについて 》

特例を受ける資産をお持ちの方には、償却資産申告書の提出時に次の資料の添付をお願いしています。生産性向上特別措置法に基づく特例認定に関する申請方法については商工課までお問合せください。

お問合せ先 下呂市役所 商工課 電話 0576-24-2222（内線162）

課税標準の特例	添付書類
中小企業等経営強化法に基づく特例	・認定先端設備等導入計画の写し及び市の認定書の写し ・工業会等による中小企業経営強化法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書の写し ・リース契約書の写し、固定資産軽減計算書の写し（リースの場合）

課税標準の特例が適用される償却資産（令和6年11月1日現在の主なもの）

地方税法（第349条の3、附則第15条、旧附則第64条）に規定されたこの表の償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

なお、特例の適用には一定の条件がありますので、事前に税務課までご確認ください。

対 象 資 産 (地方税法適用条・項・号)		減額の割合	取得適用期間	添付書類
ガス事業法による一般ガス導管事業者等が新設したガス事業用資産 (法第349条の3第2項)		最初の5年 2/3 次の5年 1/3	規定なし	ガス事業法に基づく許可書の写しなど
農業協同組合、森林組合、中小企業等協同組合等が国の補助などにより取得した共同利用に供する機械、装置 (法第349条の3第3項)		最初の3年 1/2	規定なし	国の補助金などを受理したことを示す書類の写し
水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水、廃液の処理施設 (法附則第15条第2項第1号)		1/2 (わがまち特例)	令和6.4.1～ 令和8.3.31	県提出の特定施設設置（使用、変更）届出書の写し
下水道法による公共下水道の使用者が設置した除害施設 (法附則第15条第2項第5号)		1/5 (わがまち特例)		市提出の除害施設の設置（変更）届の写しなど
認定発電設備対象外で国の補助を受けて取得した自家消費型太陽光発電設備	10kW以上 1,000kW未満 (法附則第15条第25項第1号イ)	最初の3年 1/3 (わがまち特例)	令和6.4.1～ 令和8.3.31	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けたことを示す書類の写し
	1,000kW以上 (法附則第15条第25項第3号イ)	最初の3年 1/4 (わがまち特例)		
国の認定を受けて取得した風力、水力、地熱、バイオマス発電設備 (法附則第15条第25項第1号ロ、ハ、ニ、同項2号及び同項第3号ロ、ハ)		発電出力によって異なりますので、税務課までお問い合わせください		国の認定通知書の写しと電力会社との受給契約の成立を示す書類の写し
中小企業等経営強化法に基づき中小事業者等が新規に取得した認定先端設備等（旧法附則第64条）（法附則第15条44項）		最初の3年 全額	令和3.6.6～ 令和5.3.31	※ 詳しい要件・提出書類については下呂市ホームページにご覧いただけます「生産性向上特別措置法による新規取得設備へ固定資産税の軽減」をご覧ください。
		最初の3年 1/2	令和5.4.1～ 令和7.3.31	

※この表は特例関係の法令から一部を抜粋し、わかりやすくまとめたものです。この表以外の適用資産やそれぞれの適用要件などが地方税法施行令及び施行規則に定められていますので参考にされるか、税務課にご相談ください。

※地方税法の改正により、新設・延長・廃止など、内容や条項が改正される場合があります。

※平成24年度税制改正において「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」を導入する旨の改正が行われ、下呂市では表中の（わがまち特例）と記された資産が対象になり、下呂市税条例により特例率が定められています。

3. 評価額、税額等の算出と納税

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに1月1日（賦課期日）現在の評価額を算出します。

ただし、算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

(1) 評価額の計算方法

前年中に取得した資産 評価額 = 取得価額 × (1 - 減価率 / 2)

前年前に取得した資産 評価額 = 前年度の評価額 × (1 - 減価率)

以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで償却します。

【計算例】 取得価額700,000円、取得年月 令和6年4月、耐用年数3年の資産の場合

※耐用年数3年に応ずる減価率は0.536（(2)耐用年数に応ずる減価率表を参照）

年度	計 算 式	評価額
令和 7 年度	700,000 円 × (1 - 0.536 ÷ 2)	512,400 円
令和 8 年度	512,400 円 × (1 - 0.536)	237,753 円
令和 9 年度	237,753 円 × (1 - 0.536)	110,317 円
令和 10 年度	110,317 円 × (1 - 0.536)	51,187 円
令和 11 年度	51,187 円 × (1 - 0.536) < 35,000 円	35,000 円

※令和11年度で取得価額の5%（35,000円）を下回るので、以降は35,000円になります。

(2) 耐用年数に応ずる減価率表（一部抜粋）

※減価率表は市ホームページからダウンロードできます。

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2	0.684	6	0.319	10	0.206	14	0.152	18	0.120	30	0.074
3	0.536	7	0.280	11	0.189	15	0.142	19	0.114	40	0.056
4	0.438	8	0.250	12	0.175	16	0.134	20	0.109	50	0.045
5	0.369	9	0.226	13	0.162	17	0.127	25	0.088	60	0.038

(3) 申告していただく方

令和7年1月1日現在、下呂市内に償却資産を所有されている方です。

資産を共有されている場合は、共有名義で代表の方が申告してください。

所有権留保付売買資産については、原則として借主の方が申告してください。（3ページ参照）

(4) 課税標準額と免税点

毎年1月1日（賦課期日）現在、下呂市内に所在する資産の評価額の合計が課税標準額となります。ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合（7～8ページ参照）は、課税標準額が減額されます。

なお、償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

ただし、その合計額が150万円未満で課税されない場合であっても申告は必要です。

(5) 税率と税額の算出

税額（100円未満切捨）＝ 課税標準額（1,000円未満切捨） × 税率（100分の1.6）

(6) 納税と課税台帳の閲覧

- ・5月上旬に納税通知書を送付しますので、金融機関窓口又はコンビニエンスストア等で納付してください。※下呂市内に土地や家屋を所有されている場合は固定資産税を合計して送付します。
- ・納期は原則として5月末日、7月末日、9月末日、翌年2月末日の年4回です。
- ・免税点未満で課税されない場合は納税通知書を送付しません。
- ・納税については、便利な「口座振替」をご利用ください。
- ・申告などに基づいて決定した評価額等については、課税される年度の4月以降、下呂市役所税務課においてご自身が所有されている資産に限り閲覧していただけます。

4. 申告書等の提出方法

(1) 書類による申告書等の提出方法

① 下呂市の様式により手書きで提出される場合

ア. 償却資産申告書

提出用と控用の2枚を送付しています。「5. 申告書の書き方」(13 ページ)を参考に作成し、右上に「提出用」と印字されている書類を提出してください。

なお、控用に下呂市の受付印が必要な場合は2枚提出してください。

イ. 種類別明細書(申告資料)

昨年申告された資産をまとめた申告用資料で、申告の参考にしてください。

ウ. 種類別明細書(増加資産・全資産用)、種類別明細書(減少資産用)

- ・用紙は感圧複写式(ノーカーボン)で、3枚(提出用、入力用、控用)1組となっています。用紙がずれないように注意してボールペン等で「5. 申告書の書き方」(14、15 ページ)を参考に記入してください。
- ・下記の「申告事由別提出書類」表を参考に、3枚目の「控用」を除く、2枚(提出用、入力用)を提出してください。

申告事由別提出書類 ※下呂市の様式により手書きで提出される場合

申告していただく方	申告していただく資産		提出書類・様式			
	令和7年1月1日現在において所有されている全ての資産	令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に増加又は減少した資産	償却資産申告書	種類別明細書		
			第26号様式	—	別表1	別表2
			2枚複写(草色)	申告資料(草色)	増加資産・全資産用(草色)	減少資産用(赤色)
初めて申告される方	○		○	—	○	
増加又は減少した資産のある方		○	○		△	△
増加及び減少した資産のない方	○		○			
廃業又は資産をすべて市外に移転された方		○	○	○		○
償却資産を所有されていない方			○	—		
前年以前に取得した資産で申告内容の修正・申告もれがある方	○		○		△	△

△増加した資産がある場合は別表1を、減少した資産がある場合は別表2を提出してください。

「償却資産申告書」、「種類別明細書」等の所定の書類を税務課又は振興事務所へ提出してください。

申告書を郵送される方で、申告書の控えに受付印が必要な場合は、返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、同封してください。(詳しくは16ページをご覧ください。)

② 自社作成様式により提出される場合

- ア. 自社作成様式とは下呂市の様式ではなく、自社又は委託業者、既成のソフトにより電算処理して作成した申告書の様式のこと、電子申告ではなく、郵送等で提出される場合です。
- イ. 下呂市が送付した印字された申告書があれば、必ず同封して提出してください。
- ウ. 自社作成様式の用紙のサイズはA4横にしてください。
- エ. 「5. 申告書の書き方」(13～15 ページ)を参照し、既存の全資産とともに増加資産がある場合は別表1「種類別明細書(増加資産・全資産用)」に、**減少資産がある場合は必ず別表2「種類別明細書(減少資産用)」に記載のうえ提出してください。**
- オ. 次の評価額等を計算のうえ記載してください。
 ※資産内容が前年度と変更がない場合も同様に計算のうえ記載してください。
 償却資産申告書…評価額(ホ)、決定価格(ヘ)、課税標準額(ト)
 種類別明細書……資産(行)ごとに価額(ハ)、課税標準額などを記載
- カ. 資産の名称等は記入例(14、15 ページ)にかかわらず、漢字でも対応できます。
- キ. 下記の「申告事由別提出書類」表を参考に提出してください。

申告事由別提出書類 ※自社作成様式により提出される場合

申告していただく方	申告していただく資産		提出書類・様式			
	令和7年1月1日現在において所有されている全ての資産	令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に増加又は減少した資産	償却資産申告書	種類別明細書		
			第26号様式	—	別表1	別表2
			2枚複写(草色)	申告資料(草色)	増加資産・全資産用(草色)	減少資産用(赤色)
初めて申告される方	○		○	—	○	
増加又は減少した資産のある方		○	○		△	△
増加及び減少した資産のない方	○		○		○	
廃業又は資産をすべて市外に移転された方		○	○	○		○
償却資産を所有されていない方			○	—		
前年以前に取得した資産で申告内容の修正・申告もれがある方	○		○		△	△

△増加した資産がある場合は別表1を、減少した資産がある場合は別表2を提出してください。

(2) 電子申告（エルタックス）による提出方法

- ア. 下呂市ではインターネット（地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」）を利用した償却資産の電子申告を受け付けています。
- イ. 電子申告とは、eLTAX 対応のソフトウェアを使用して、自宅やオフィスなどからインターネット経由で申告手続きを行うもので、その利用時間は次のとおりです。
8 時 30 分～24 時
- ウ. 電子申告を行う準備や操作方法については次のホームページ又は電話にてご確認ください。

電子申告による申告方法などの問合せ先

運営事業者	地方税共同機構
ホームページ	https://www.eltax.lta.go.jp/
問い合わせ時間	9 時～17 時
電話番号	03-5521-0019

- エ. 下呂市では全資産を申告する「電算処理方式」ではなく、資産の増減のみを申告する「一般方式」を推奨しています。「5. 申告書の書き方」（13～15 ページ）を参照し、増加資産がある場合は別表 1「種類別明細書（増加資産・全資産用）」に、減少資産がある場合は必ず別表 2「種類別明細書（減少資産用）」に記載のうえ提出してください。なお、「電算処理方式」で申告される場合は増減した資産が分かるようにご配慮ください。
- オ. 「一般方式」で申告される場合は評価額や課税標準額の算定は必要ありませんが、「電算処理方式」で申告される場合は算定してください。
- カ. 資産の名称等は記入例（14、15 ページ）にかかわらず、漢字でも対応できます。
- キ. 下記の「申告事由別提出データ」表を参考に提出してください。
- ク. 電子申告で申告される場合は電子署名で本人確認できるため、マイナンバー関係書類の市への提出は必要ありません。

申告事由別提出データ ※電子申告（エルタックス）により提出する場合

申告していただく方	申告していただく資産		提出書類・様式			
	令和 7 年 1 月 1 日 現在において 所有されている 全ての資産	令和 6 年 1 月 2 日 から 令和 7 年 1 月 1 日 までの間に増加又 は減少した資産	償却資産申告書	種類別明細書		
			第 26 号様式	—	別表 1	別表 2
				申告 資料	増加資産・ 全資産用	減少 資産用
初めて申告される方	○		○		○	
増加又は減少した 資産のある方		○	○		△	△
増加及び減少した 資産のない方	○		○		○	
廃業又は資産をすべて 市外に移転された方		○	○			○
償却資産を所有されて いない方			○			
前年以前に取得した資 産で申告内容の修正・申 告もれがある方	○		○		△	△

△増加した資産がある場合は別表 1 を、減少した資産がある場合は別表 2 を提出してください。

【全資産の申告をされる方へのお願い】

申告漏れ資産や、取得価額の変更などがある場合は、摘要欄を利用してお知らせくださいますようお願いいたします。

また、昨年度までに摘要欄でお知らせいただいた情報については、お手数ですが削除いただきますようよろしくお願いいたします。

(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

- 初めて申告される場合は全資産を、昨年申告されている方は増加した資産（申告もれを含む）を、申告済みの資産に誤りがある方は修正部分を含めてすべて記入してください。
- 1マス1字とし、資産の名称等は左詰め、その他の数字は右詰めにして記入してください。

令和 7 年度

所有者コード

種類別明細書(増加資産 全資産用)

所有者名 ① (株) 下呂シティー

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価償却率	課税標準の特例	課税標準額	増加事由	摘要
01	1		アスファルト舗装	1	5 6 4	1000000	10	0.0			○	2
02	1		カンパニ	1	5 6 4	500000	20	0.0			○	2
03											○	2
04	2		ロカソウチ	1	4 30 7	1500000	5	0.0			○	2
05	2		セイサイキ	1	4 19 7	3000000	12	0.0			○	2
06											○	2
07	6	12	キンコ	1	4 25 4	100000	20	0.0			○	2
08	6		コヒーキ	1	5 6 10	400000	5	0.0			○	2
09											○	2
18			小計			6500000						小計を記入

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

- ①所有者名… 所有者の氏名又は法人の名称等を記入してください。
- ②資産の種類… 次の種類番号を記入してください。
構築物… 1、機械及び装置… 2、船舶… 3、航空機… 4、車両及び運搬具… 5、
工具、器具及び備品… 6
- ③資産コード… 申告済資産で誤りがある場合のみ申告資料に印字されている資産コードを転記してください。
- ④資産の名称等… 名称等をカタカナ、数字、アルファベット（大文字）により 20 文字以内で記入してください。濁点（・）及び半濁点（゜）は 1 文字としてください。
- ⑤数量… 資産の個数または台数を記入してください。
- ⑥取得年月… 資産を取得した年月を記入してください。年号は、令和＝5、平成＝4、昭和＝3としてください。ただし、1 月 1 日に取得した場合は、その前年の 12 月を取得年月としてください。
- ⑦取得価額…
・資産を取得した金額（取引運賃、荷役費、運送保険料、関税等を含む）を記入してください。
・改良費の支出がある場合は、本体部分と区分して記入してください。
・地方税法では圧縮記帳の制度はありませんので、圧縮前取得価額を記入してください。
・税込経理方式を採用されている場合は「消費税」を含んだ金額を記入してください。
- ⑧耐用年数…
・「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（耐用年数省令）に掲げる耐用年数（法人税または所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数）を記入してください。
・中古資産について、見積耐用年数によっている場合は、その耐用年数を記入してください。
・短縮耐用年数を適用している場合は、短縮された耐用年数を記入してください。
- ⑨増加事由… 増加した理由を○で囲んでください。
1…新規取得、2…中古取得、3…移動による受入、4…その他（摘要欄に理由を記入）
- ⑩摘要… 次に該当する資産の場合は記入してください。
- ① 市外から資産を移動した場合…【記入例】「岐阜市から」（同一事業所内での移動に限る）
 - ② 課税標準の特例の適用を受ける場合…その旨の表示と適用条項を記入
【記入例】「特 349 の 3④」（地方税法第 349 条の 3 第 4 項による特例に該当する場合）
「特附 15②6」（地方税法附則第 15 条第 2 項第 6 号による特例に該当する場合）
 - ③ 中古資産の見積耐用年数を適用している場合…「中古」
※相続した資産は引き続き使用することから「中古資産」には当たりません。
 - ④ 耐用年数の短縮を適用している場合…「短縮」
 - ⑤ 増加資産を適用している場合…「増加」
 - ⑥ 取得年月が平成 19 年 12 月以前の資産について、耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する場合…「省令改正」
 - ⑦ 資産の申告誤りや申告もれがあった場合…「申告誤り」、「申告もれ」
 - ⑧ その他…資産の価格決定に当たって必要な事項があれば、記入してください。【例】「相続」

(3) 種類別明細書（減少資産用：赤字印刷）の記入例

○減少資産がある場合に減少した資産のみ記入してください。

事業の廃業、法人の解散、相続などにより資産が減少した場合も記入してください。

○1マス1字とし、資産の名称等は左詰め、その他の数字は右詰めに記入してください。

令和 7 年度									
所有者コード				種類別明細書(減少資産用)				所有者名	
G								① 株式会社 下呂シティー	
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分
②	③	④		⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩ 要
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
01	1	1	アスファルトホソウ	1	3 63 8	1500000	10	1	1 2 3 4 1 2
02									1 2 3 4 1 2
03	2	1	クレーン	1	3 60 3	1000000	12	1	1 2 3 4 1 2
04									1 2 3 4 1 2
05	6	3	パソコン	1	4 22 2	150000	4	1	1 2 3 4 1 2
06									1 2 3 4 1 2
18									1 2 3 4 1 2
小計						2650000	小計を記入		

①所有者名… 所有者の氏名又は法人の名称等を記入してください。

②資産の種類…「種類別明細書（申告資料）」に印字されている資産の種類の数字を転記してください。

③抹消コード…「種類別明細書（申告資料）」に印字されている資産のうち、減少した資産の「資産コード」を転記してください。※資産の種類の番号ではありませんのでご注意ください。

④資産の名称等…「種類別明細書（申告資料）」に印字されている資産のうち、減少した資産の名称等を転記してください。

⑤数量…「種類別明細書（申告資料）」に印字されている数量を転記してください。

なお、数量に一部減少があれば、減少した数量を記入してください。【記入例】⑤を参照

⑥取得年月…「種類別明細書（申告資料）」に印字されている取得年月を転記してください。

⑦取得価額…「種類別明細書（申告資料）」に印字されている取得価額を転記してください。

なお、数量の一部減少により取得価額が減少した場合は次の記入例を参考にしてください。

【記入例】パソコン3台を450,000円(150,000円/台)で取得し、そのうち1台を廃棄した場合、⑤数量は「1」、⑦取得価額は「150,000」と減少した数字を記入

⑧耐用年数…「種類別明細書（申告資料）」に印字されている耐用年数を転記してください。

⑨減少の事由及び区分

①減少の事由

減少の事由のいずれかの数字を○で囲んでください。

1 売却…資産を他に売却した場合

2 滅失…資産を廃棄、除去した場合（申告もれを含む）

3 移動…資産を市外へ移動した場合（同一事業所内で市外の営業所等への移動に限る）

4 その他…資産を二重申告した場合、個人が廃業または法人が解散した場合、資産を軽自動車として登録した場合、資産を相続人が相続した場合など

②減少の区分

減少の区分のいずれかの数字を○で囲んでください。

1 全部…資産を全部減少した場合

2 一部…資産の一部を減少した場合 【例示】数量3台のうち1台減少

⑩摘要…次に該当する資産の場合は記入してください。

①売却した場合…売却先を記入 【記入例】「岐阜土建㈱へ」

②滅失した場合…滅失理由を記入 【記入例】「舗装をし直した為」、「3台の内、1台廃棄」

③移動した場合…移動先を記入 【記入例】「岐阜市へ移動」

④その他の場合…減少の理由を具体的に記入

【記入例】「二重申告」、「廃業」、「解散」、「軽自登録」、「相続」等

申告もれ等により前年より前に減少している場合は、減少した年月を併記してください。

【記入例】 H28.4 廃棄

6. 申告もれ等に関するお知らせ

(1) 調査協力をお願い

下呂市では地方税法の規定に基づき、順次、償却資産の調査を行っておりますので、市役所から問合せなどがありましたら、ご協力をお願いします。

なお、調査に伴い、資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがあります。

(2) 過年度への遡及等について

調査による申告内容の修正や資産の申告もれ等による課税に際しては、申告していただいた年度だけでなく、資産を取得された年の翌年度（最大5年度）までさかのぼって課税させていただくこととなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期（4回）とは異なり、納期は1回となり、不足税額に係る延滞金が徴収される場合がありますのでご注意ください。

(3) 不申告、虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなく申告をしなかった場合や、申告すべき内容について虚偽の申告をした場合は地方税法に基づき過料などが科せられることがありますので、申告もれ等のないように十分ご注意ください。

償却資産に関するお問合せ先・申告書等の提出先

下呂市役所 税務課 資産税係（償却資産担当）

〒509-2295 岐阜県下呂市森 960 番地

電話 0576-24-2222 内線134

償却資産に関するホームページアドレス

<http://www.city.gero.lg.jp/soshiki/5/379.html> 記事 ID 379

下呂市ホームページ（トップページ）の検索で「償却」又は「固定資産」を入力

○お近くの振興事務所（下呂振興事務所除く）の税務担当窓口へ申告書を提出することができます。

○郵送による提出で申告書の控えに受付印が必要な場合は、返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、同封してください。

○自社作成様式等により郵便で提出される場合は下呂市が作成した申告書等を同封のうえ提出してください。

（この手引きは令和6年11月1日現在の法令に基づいて作成しています。）

（この冊子は再生紙を使用しています。）